道修町通地域景観づくり協定の認定請求の概要

項目	考え方（方針）	ルールの概要（代表的なもの）
夜間照明	・敷地内の照明は、街路灯などの公共空間のあかりとの調和を考え、通りとしてまとまりのある夜間景観を形成する。 ・照明により夜間の安全な通行のために必要な明るさを確保しつつ、上品で洗練された雰囲気を演出する。	［最低限ルール］ ・照明器具は建築物や外構部と調和したもの ・周辺への光害を生じないよう配慮 ・温かみのある色味のあかり（※）を基調 ［推奨ルール］ ・神農祭などのイベントに合わせて照明により一時的に演出

※温かみのある色味のあかり

【最低限ルール】
・ファサードの照明及び低層部からもれ出るあかりの色温度は2500～3000Ｋ（ケルビン）程度

【推奨ルール】
・中高層部から通りにもれ出るあかりの色温度は温かみのある色味のあかりを基調

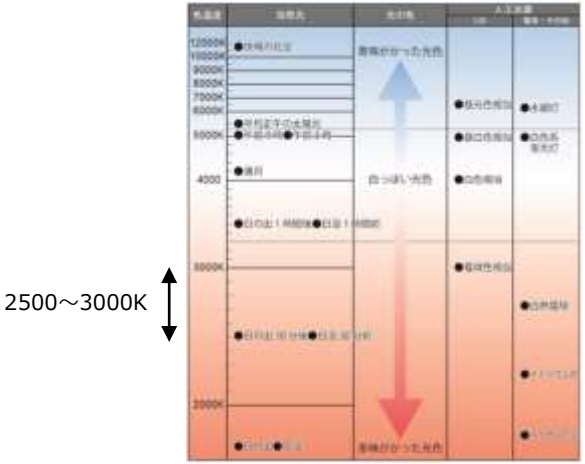

大阪市景観計画読本より

●デザインのキーワード

・以下のようなキーワードを設定し、具体的なデザインへの展開例を示します。

・デザインのキーワードは適宜追加していくイメージです。

キーワード	趣旨
ハレ（祭り）とケ（日常）	日常のケの空間の中に神農祭のハレの舞台となる空間を仕込む
「くすりのまち」の伝統	近世から現代に続く「くすりのまち」の伝統を感じさせる
参道	まちの歴史をともに重ねてきた少彦名神社に敬意を払う
余白の空間	あえて作り込まない空間を綿密にデザインする
たまりの杜	立ち止まり、憩い、交流できる緑の空間をしつらえる
薬になる草木類	道修町のアイデンティティを表現する薬用樹木（※）を植栽する

※薬用樹木（日なたを好むもの）

道修町通地域景観づくり協定の認定請求の概要

⑥ 運用フロー（8条、9条）

●意見聴取の申請（条例第43条に該当する行為）

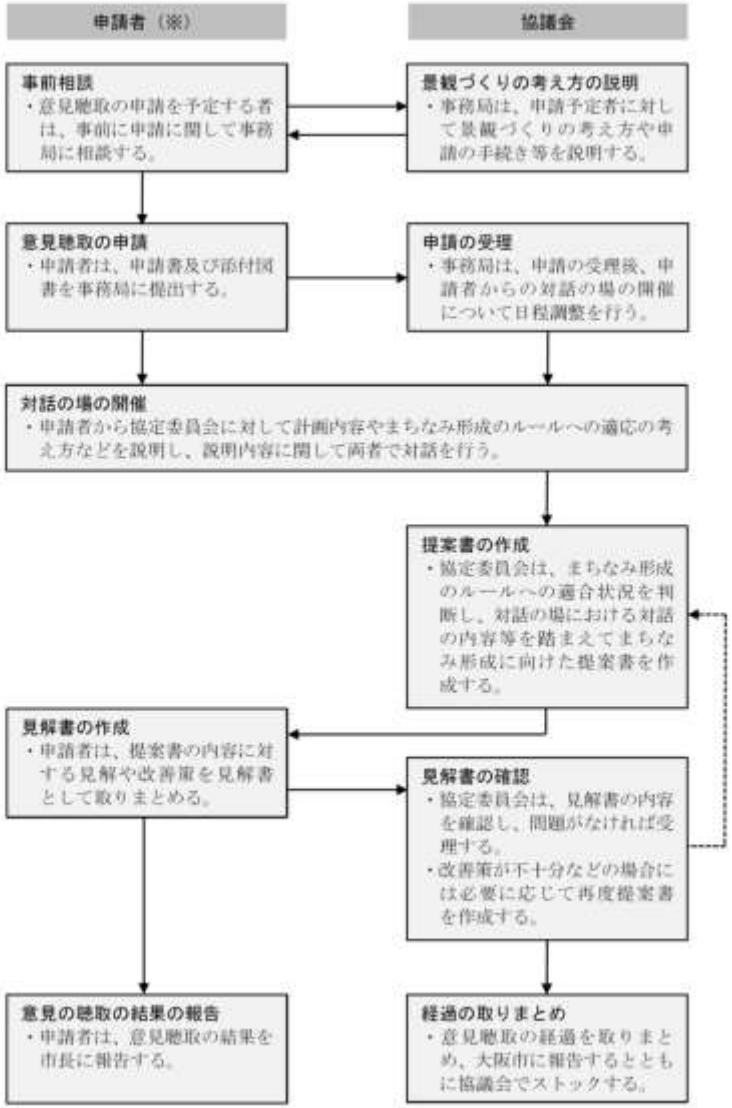

●行為の届出（条例第43条に該当しない行為）

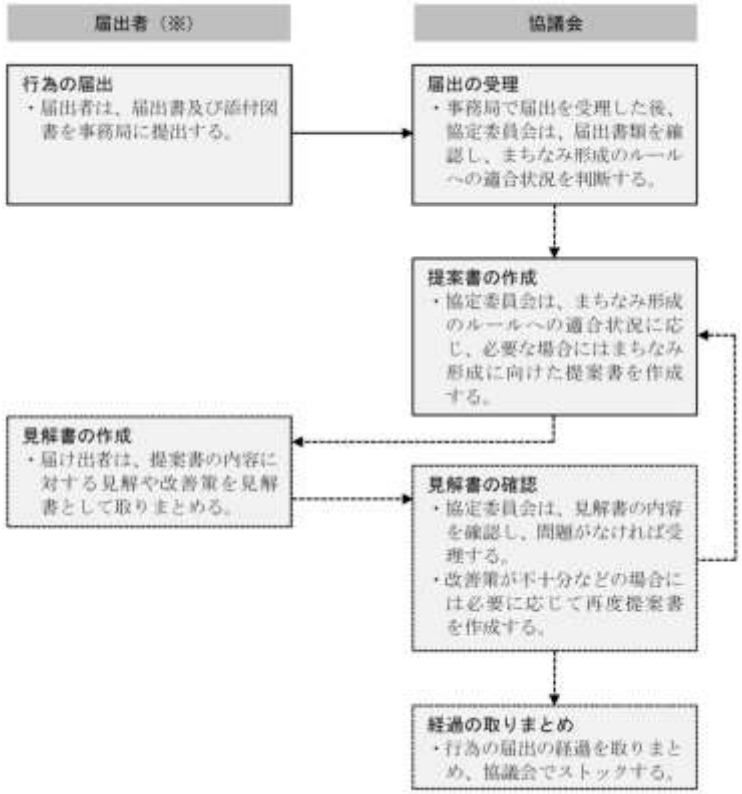

条例第43条に該当する行為：
　景観法による届出及び通知、建築基準法による建築確認申請、大阪市屋外広告物条例による屋外広告物許可申請
条例第43条に該当しない行為：
　外構部の舗装等の模様替え、船場後退部における植栽ポット等の設置、外構部における植栽・テーブル・チェア等の設置、通りから見える展示物の展示、夜間照明の変更　など

道修町通地域景観づくり協定の認定請求の概要

⑦参考資料

1　検討の背景と体制

●背景

・大阪市による道修町通2・3丁目における電線地中化に合わせた道路整備（「かんまち事業」）が契機
・道路デザインの検討の中で地上機器を原則船場後退部に設置する方向を確認
・船場後退部のしつらえと合わせて沿道の敷地や建物のデザインも含めたまちなみデザインルールづくりに展開

道路

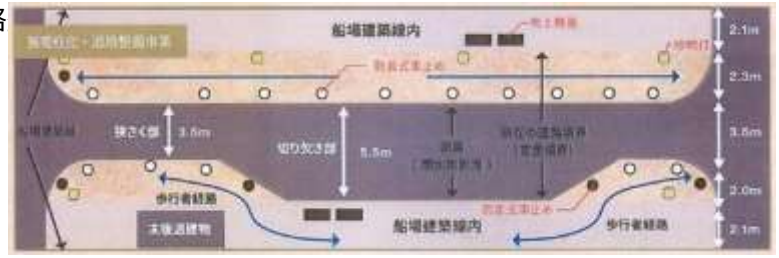

道修町まちづくり瓦版　DOSHOMACHI TIMES VOL.4 より

●検討体制

・景観部会（対象地域の全地権者・関係者）、景観づくり検討チーム（公募メンバー、デザインチーム、大阪市アドバイザー、事務局）を設置
・景観づくり検討チームにおいて協議、節目毎に対象地域の会員外関係者も呼びかけ景観部会を開催

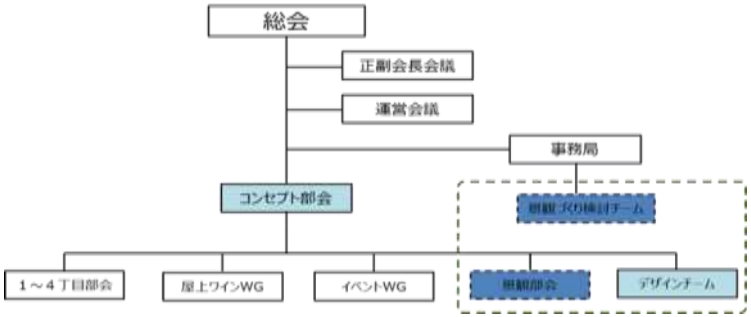

2　道修町通が目指すまちの姿

●まちの未来像、ヴィジョン

Quartier Medica　（カルチエ・メディカ）

私たちは、道修町の歴史である医薬、医療（Medica：メディカ）を起点に、多様な人々が集う界隈（Quartier：カルチエ）となるよう願いを込めてこの街の未来像・ヴィジョンを“カルチエ・メディカ”と呼びまちづくりを進めます。

3　通りのデザイン・コンセプトとまちなみ形成の３つのポイント

●通りのデザイン・コンセプト

道修町通を「未来の参道」にみたてる

道路整備が本格化する2020年が道修町の少彦名神社の創建から240年の節目にあたることにあやかり、再整備する道を「未来の参道」とみたて、沿道の建物と合わせて「ハレ（祭り）」の日の賑わいを、「ケ（日常）」の日にも引き込み歩きやすく品格と賑わいのある通り空間を目指します。

●まちなみ形成の３つのポイント

「フラットなみち」で遊歩を促す

日常・非日常問わず、歩く人も車椅子の人も安心して訪れることのできる歩きやすくフラットなみちをつくります

「灯籠の列」でまちなみを整える

街灯を参道に連なる灯籠と見立て品格のあるまちなみをつくります

「たまりの杜」で賑わいをさそう

船場の街の交流の場であった軒下、床几のあった余白の空間を現代に引き継ぎ、訪れる人のためのしつらえとしてのたまりの杜をつくります